

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年10月5日

香川県公安委員会委員長 泉 雅 文

香川県公安委員会規則第9号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
警察署名	名称	位置	所管区	警察署名	名称	位置	所管区
略				略			
香川県観音寺警察署	略	略		香川県観音寺警察署	略	略	
	柞田駐在所	<u>観音寺市柞田町</u>	略		柞田駐在所	<u>観音寺市柞田町</u>	略
		<u>丙1529番地3</u>				<u>丙1451番地6</u>	
略				略			

附 則

この規則は、令和3年10月8日から施行する。